平成２８年（フ）第６１３号
埼玉県久喜市栗原３丁目14番地38
破産者　荒井　晴夫
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６５６号
さいたま市見沼区春野１丁目５番２―102号、旧住所さいたま市見沼区春岡２丁目35番地14
破産者　小野　剛志
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４２号
さいたま市緑区大字大間木536番地16、居所埼玉県川口市西新井宿180番地　川口市立医療センター内
破産者　江藤　恭子
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２７０号
静岡市葵区川合１丁目５番10―303号
破産者　坂下富美江
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３１２号
静岡市葵区柳町217番地の６　レイクリバー安西Ⅱ305号
破産者　柴田　和也
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５３８号
大阪府貝塚市橋本106番地４－１棟306号、前住所大阪府泉南郡熊取町朝代東１丁目６番８号
破産者　食べ処津木こと活魚津木こと井上真佐雄こと　井上眞佐雄
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第８８号
大阪府高石市綾園６丁目21番38号、申立時の住所大阪府和泉市富秋町２丁目16番19号
破産者　辻　　克利（旧姓藤原）
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１５２号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺666番地６
破産者　山田　政司
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
大阪府岸和田市並松町14番９号
破産者　牧野　真士
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
大阪府泉佐野市上瓦屋338番地の８、住民票上の住所大阪府堺市堺区熊野町西２丁１番11―204号（住民票上の前住所）大阪府泉佐野市長滝1108番地の１―202
破産者　岩井田　麗（旧姓稲次）
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第２７２号
大阪府泉南郡熊取町七山３丁目1011番地の１―202、前住所大阪府泉佐野市鶴原１丁目３番１―102号
破産者　野田　佳弘
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第３１３号
大阪府岸和田市稲葉町102番地の１
破産者　田仲　角平
1　決定年月日　平成28年10月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１０５０号
北海道江別市野幌末広町８番地の12　野幌ハイツ201号室
破産者　桂　　秀博
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０９０号
札幌市白石区南郷通１丁目北２番23―1003号
破産者　佐野日出人
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３４号
茨城県神栖市波崎3636番地１、旧住所千葉県銚子市東小川町3012番地の１
破産者　神田　　清
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２８年（フ）第２０号
茨城県古河市駒羽根1369番地　積水ハウス駒羽根寮、前住所北海道札幌市白石区菊水８条４丁目１番１―208号
破産者　久住　理恵
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２８年（フ）第６１号
茨城県古河市尾崎2842番地内２
破産者　高田　武人
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第９９号
岐阜県岐阜市芋島４丁目16番１号
破産者　髙久　光雄
1　決定年月日　平成28年10月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部